原発事故子ども・被災者生活支援法で定める支援対象地域に
丸森町を指定することを求める意見書

平成25年8月30日、復興庁は、原発事故の被災者支援を目的とした「子ども・被災者生活支援法」を運用するための基本方針案を発表し、被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項についての考え方を定めた。その中心をなすものは、同法第8条に規定する支援対象地域で生活する被災者への支援である。

この基本方針案において、この支援対象地域として避難指示区域等を除く福島県中通り及び浜通りの市町村が指定されたところであるが、本町については、施策ごとに支援すべき地域及び対象者を定める準支援対象地域にとどまっている。

しかしながら、本町では原発事故直後から長期間にわたり、福島県に接する地域だけでなく町内全域の学校・保育所や住宅地において年間1ミリシーベルトを大きく超える放射線量が計測されており、このため環境省から「汚染状況重点調査地域」の指定を受けて除染作業に取り組んでいるほか、食品の放射能測定検査も継続して実施しているが、住民の健康不安は未だ根強く、現在も一部住民が町外に自主避難している。

このような状況から、本町では、原発事故当時18歳以下の子ども等を対象に専門医による甲状腺検査を実施して不安の解消に努めており、この秋には、引き続き要望があるホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施することとしている。これらに加え、除染作業による放射線量の低減や安全な食の提供など、今般支援対象地域として指定された市町村と同様に、引き続き住民の健康不安の解消と安全・安心の確保に向けた様々な施策に取り組んでいく必要がある。

ついては、子ども・被災者生活支援法に基づく支援対象地域として本町を指定し、国による支援施策を実施されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年　　月　　日

宮城県丸森町議会

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
環境大臣
復興大臣
衆議院議長
参議院議長　　あて